

群馬大学大学会館施設使用要項

平成17. 4. 1 制定

改正 平成23. 4. 1 平成24. 6. 27

令和 2. 4. 1 令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）に置く、群馬大学大学会館（以下「会館」という。）の施設使用に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2 会館は、本学の学生及び教職員の交流、福利厚生に寄与するとともに、地域との連携に貢献することを目的とする。

(施 設)

第3 この要項において「施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 集会室Ⅲ（和室）
- (2) ミューズホール（多目的ホール）及び準備室
- (3) アトリウムラウンジ
- (4) 食堂、レストラン及び売店
- (5) その他施設

(館 長)

第4 会館の管理運営責任者として館長を置き、大学教育・学生支援機構長をもって充てる。

(使用の範囲)

第5 施設を使用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本学の授業及び諸行事の会場として使用する場合
- (2) 本学の教職員の集会、研究会等の会場として使用する場合
- (3) その他学会、講習会、研究会等で、館長が特に必要と認めた場合

(使用できる日)

第6 第3の第1号から第3号まで及び第5号の施設を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用できる日 土日祝日及び年末年始の休日を除く日
- (2) 使用時間 9時から19時までの間

2 第3の第4号に規定する施設を使用できる日及び時間は、別に定める。

(使用の申込み及び許可)

第7 第3の第1号、第2号及び第5号の施設を使用しようとする者は、使用予定日の1週間前までに、所定の使用許可願により館長に申請することとする。なお、学生にあっては、顧問教員等の承諾を得るものとし、かつ、承諾をした顧問教員等が施設使用中に立ち会うこととする。

2 館長は、使用許可願を適当と認めたときは、施設使用を許可するものとする。

3 第3の第3号又は第5号の施設を特定の目的をもって占有して使用する場合は、前2項の規定を準用する。

(使用許可の取消)

第8 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は、使用を中止させることがある。

- (1) 使用者がこの要項に違反したとき。
- (2) 使用許可願の記載事項と事実が相異したとき。
- (3) 騒音等により、地域及び学内諸機関に迷惑を及ぼしたとき。
- (4) その他使用させることが不相当と認めるとき。

(使用者の注意義務)

第9 使用者は、この要項及び別に定める「大学会館 施設利用心得」を遵守しなければならない

(弁償責任)

第10 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、物品等を滅失、損傷又は汚損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(鍵の管理)

第11 会館の鍵は、学務部教務課が管理する。

2 使用者は、使用の都度許可された施設の鍵を学務部教務課で借り受け、使用後は、戸締まりの上、直ちに返却しなければならない。ただし、職員の勤務時間外に使用する場合は、館長が指示した場所とする。

(事務)

第12 会館の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第13 本学の学生及び教職員以外の者又は会館を教育研究、福利厚生その他本学の運営に係る用途以外に使用しようとする学生及び教職員が、第3に規定する施設の使用を希望する場合の取扱いについては、国立大学法人群馬大学固定資産管理規程（平成23年4月1日制定）に定めるところによる。

(要項の改廃)

第14 この要項の改廃は、大学教育・学生支援機構長が行う。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年6月27日から施行する。

附 則

この要項は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は，令和6年4月1日から施行する。